

令和 6 年 3 月 19 日

NPO法人子宮頸がんを考える市民の会

理事長 渡部 享宏 殿

厚生労働事務次官 大島 一郎



厚生労働省名義の使用の許可について

令和 6 年 2 月 16 日付けで申請のあった厚生労働省名義の使用については、下記の事項を条件として、許可します。

記

1. 厚生労働省名義の種類は、「後援」とすること。
2. 貴殿は、厚生労働省名義の使用の許可に係る事項を変更しようとするときは、その申請をしなければならないこと。
3. 貴殿は、事業報告書及び収支決算書を厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課に提出しなければならないこと。
4. 厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課は、貴殿の行為が厚生労働省名義の使用の許可の趣旨に反すると認めたときは、貴殿に対し、その是正を勧告することができること。
5. 厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課は、貴殿が 4 の勧告に従わないときは、厚生労働省名義の使用の許可を取り消すことができること。
6. 健康増進法第 26 条の規定に鑑み、原則、多数の者が利用する公共的な空間については、全面禁煙とすること。全面禁煙が極めて困難な場合等においては、施設の態様や利用者のニーズに応じて、適切な受動喫煙防止対策を講じるよう努めること。